

第一種健康診断受診者証の申請対象者

【広島関係】

第一種健康 診断受診者	原爆が投下された際（昭和 20 年 8 月 6 日）、下記の区域内にあった者又はその胎児であった者 1 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原 2 広島県佐伯郡 (1) 水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下 (2) 河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川 (3) 石内村 (4) 八幡村のうち、利松、口和田及び高井 3 広島県安佐郡 (1) 久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神 (2) 日浦村のうち、毛木二 (3) 戸山村 (4) 安村のうち、長楽寺及び高取 (5) 伴村
----------------	---

【長崎関係】

第一種健康 診断受診者	原爆が投下された際（昭和 20 年 8 月 9 日）、下記の区域内にあった者又はその胎児であった者 ○ 長崎県西彼杵郡 1 福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷 2 式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷 3 三重村のうち、詰ノ内、白髪及び遠木場 4 時津村 5 長与村（高田郷及び吉無田郷を除く） 6 矢上村のうち現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈 7 日見村のうち、河内名 8 茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名
----------------	--